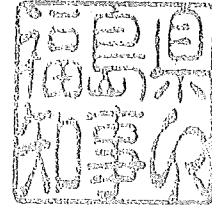


2.6市町村第456号
平成26年6月23日

処分庁

浪江町議会議長様
同代理人 湊 一将様
同代理人 長山 敏之様
同代理人 天野 智之様

福島県知事 佐藤 雄平



裁決書の謄本について（通知）

平成26年4月2日付けで審査申立人小黒敬三から提起された審査の申立てについて裁決をしたので、地方自治法第258条において準用する行政不服審査法第42条第4項の規定により、別紙のとおり裁決書の謄本1通をお送りします。

（事務担当 総務部市町村行政課 主事 中村 電話 024-521-7057）

裁 決 書

福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬原 197 番地

審査申立人 小黒 敬三

福島県郡山市堤下町 12 番 3 号ヴェルトピア 509-201 号

同代理人 平石 典生

福島県郡山市堂前町 6 番 4 号郡山堂前合同ビルアネックス 303

同代理人 若松 克明

処 分 庁 浪江町議会

福島県いわき市平字田町 63 番地の 8

同代理人 湊 一将

同代理人 長山 敏之

同代理人 天野 智之

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成 26 年 4 月 2 日付けで提起された、処分庁が平成 26 年 3 月 19 日付けで地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 127 条第 1 項の規定により申立人が法第 92 条の 2 の規定に該当するとした決定（以下「原処分」という。）に係る審査の申立てについて、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成 26 年 3 月 19 日付けで行った原処分は、これを取り消す。

理 由

1 申立人の主張の要旨

審査の申立ての趣旨は、処分庁が平成 26 年 3 月 19 日付けで申立人の議員資格についてなした決定の取り消しを求めるものである。

処分庁は、申立人が、株式会社小黒設備工業（以下「本件会社」という。）の取締役であることが、法第 92 条の 2 が定める兼業禁止規定に該当すると判断し、浪江町議会議員の資格を失う資格決定処分を行った。

しかしながら、以下の理由により、法第 92 条の 2 に該当しないことは明らかであり、よって、処分庁の決定は速やかに取り消されなければならないと申立人は主張している。

(1) 申立人は、平成 23 年 9 月 30 日に本件会社の取締役を退任しており、浪江町議会議員の現任期が開始した平成 25 年 5 月 1 日の時点においては、取締役の地位にはない。

(2) 法第 92 条の 2 に規定する「主として同一の行為をする法人」の判断について、当該法人が「主として同一の行為をする法人」に該当するかは、まず、当該法人の公共団体等に対する請負額の割合がいくらであるかを調査し、その割合が 50% を超えれば直ちに「主として同一の行為をする法人」に該当し、50% を超えない場合でも、比較的割合が高く、当該法人の業務の主要部分を占めるか等を検討して「主として同一の行為をする法人」に該当するかが判断されるべきである。

本件会社の浪江町に対する請負比率については、現任期が開始した平成 25 年 5 月 1 日以降平成 26 年 3 月 31 日までに、本件会社が浪江町から請け負った公共工事の額、合計 3,916,500 円に対し、本件会社の全体の完成工事高は平成 25 年 7 月 1 日以降平成 25 年 10 月 31 日までに 114,050,673 円であり、請負比率は僅か 3.4% である。

さらに、前任期中である平成 23 年度は、町からの請負高 144,312 円に対し、完成工事高 153,899,857 円で請負比率 0.09%、平成 24 年度は、町からの請負高 293,710,807 円に対し、完成工事高 2,603,004 円で請負比率 0.88% であり、いずれも浪江町に対する請負比率はごく僅かにすぎない。

したがって、本件会社の浪江町に対する請負比率が数パーセント足らずにすぎないことから、浪江町からの請負は本件会社の業務の主要部分を占めるものではない。また、その請負業務の内容も、給排水設備修繕工事、復旧工事及び空調機交換工事といった施設に付随する設備の工事のため重要な工事は含まれておらず、申立人が議員としての職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度には至っていない。

(3) 本件会社の請負額の割合を調査することが、「主として同一の行為をする法人」に該当するか否かを判断する出発点であるにもかかわらず、処分庁は、十分な調査を行わず、具体的な割合を示さずに資格決定処分を行った。

処分庁は、「主として同一の行為をする法人」の意義を、浪江町に対する請負額の割合が全体の業務量の 50% 以上と占める場合とし、本件会社の町の請負額が 3,391,500 円と調査したものの、本件会社の全体の業務量について十分な検討を行わず、具体的な請負比率を示さないまま、申立人が本件会社の取締役として行動していたこと、取締役と記載された名刺を国会議員に対して用いたことが営業活動に当たる等として、漫然と法第 92 条の 2 に該当するとの結論を下した。本件会社が平成 26 年 2 月 25 日に提出した同社の請負比率を算出した資料の検討は行われなかった。

(4) 処分庁が指摘した国会議員に対して申立人が本件会社の取締役と記載された名刺を用いたのは、手持ちの名刺が本件会社の名刺しかなかったためやむを得ず渡したに過ぎず、営業活動ではない。また、そもそも、法第 92 条の 2 の兼業禁止規定に該当するのは、浪江町からの請負をする場合であるから、国会議員に対して営業活動を行うことは対象にならず、処分庁の

指摘は的外れである。

2 処分庁の弁明の要旨

処分庁の弁明の趣旨は、本件の申立てを棄却するよう求めるものであって、同庁は、その理由として次のように主張した。

- (1) 申立人は、浪江町議会議員選挙に初めて立候補した平成13年に本件会社の代表取締役を辞任したものの、取締役としての地位は継続しており、それは本件会社の閉鎖事項全部証明書及び履歴事項全部証明書により明らかである。よって、少なくとも浪江町議員第1期から3期までの間は、議員の地位と本件会社の取締役との地位を兼ねていたことに間違いがない。

申立人が主張する平成23年9月30日で取締役を退任したことについては、平成25年11月21日付けで登記がなされており、これは、平成25年11月18日に開催された臨時町議会がきっかけとなって、兼業についての指摘、追及を回避するために取り繕われたものである。なお、請負比率と取締役退任の登記の時期との関係については、全国町村議会議長会監修「議会運営質疑応答集」において、「役員退任登記が9月20日にされた(4月30日付け退任)が、9月10日まで役員であることが立証され、その間に請負契約があり、その額が決算の結果、50%以上を占める場合は、兼業禁止に抵触する」とされている。

さらに、平成25年1月24日に本件会社が浪江町長宛に提出した「建設工事入札参加資格審査請求書」の添付書類に「取締役小黒敬三」と記載されていること、平成25年4月11日に申立人が浪江町議会議員一般選挙選挙長に提出した「浪江町議会議員一般選挙候補者届出書」に「職業会社役員」と記載されていること、平成25年10月26日に国会議員等に「株式会社小黒設備工業取締役会長小黒敬三」と記載された名刺を渡したこと、平成25年11月18日に開催された議会運営委員会において申立人の本件会社における地位について「取締役会長」と説明したこと等の事実がある。また、会社法第346条1項において、新たな取締役が選任されるまでは、なお役員としての権利義務が存在するとの規定がある。これらを鑑みると、申立人が、資格審査の対象となる任期である平成25年5月1日以降、同年11月21日までは、議員と兼業状態にあったことは明白である。

- (2) 「主として同一の行為をする法人」の判断にあたり、最高裁判所昭和62年10月20日判決(以下「本件最高裁判決」という。)は、「請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような場合は該当する」としたが、「職務執行の公正、適正を損なうおそれ」の有無の判断基準については、平成15年12月25日東京高等裁判所判例(以下「本件東京高裁判決」という。)において、「当該法人と長、議員との個人的な関係が密接である場合、すなわち、長、議員が長、議員に就任する前から個人の資格において法人の役員に就任している場合や長、議員が個人の資格に

において営利目的等で法人に出資している場合などは、長、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高いというべきである。」とされている。

本件の場合、本件会社が、申立人の実父により設立された株式会社であること、申立人の親族により経営されてきた会社であること、申立人自身に株主としての地位があると思料されること、申立人が町議会議員に初当選するまでは本件会社の代表取締役の地位にあったこと、浪江町に提出した建設工事等入札参加資格審査申請書の添付書類に申立人が取締役であると表記されていたこと等から、申立人と本件会社が極めて密接した関係であり、議員としての職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていると判断せざるを得ない。

特に、平成 25 年 5 月 8 日に申立人が浪江町議会議長という要職に就いたにも関わらず、本件会社が 61,950,000 円という高額な工事の仮契約を浪江町と締結したこと、自身の身分に関しての資料提供等に非協力的な態度であったこと等から、職務執行の公正、適正について、より疑いを抱かせる事情がある。

- (3) 本件会社の浪江町に対する請負比率については、明らかにされた数字を検討するだけでは、請負量が本件会社の全業務量の半分以上を超えているかについて実態を伴った判断ができないものと思料される。

平成 25 年 7 月 1 日以降、同年 10 月 31 日までの本件会社の完成工事高は、申立人が主張する 114,050,673 円とすると、同期間における受注金額は、浪江町と本件会社が平成 25 年 10 月 30 日付けで締結した「25 浪江町役場本庁舎空気調和設備修繕工事」の工事請負仮契約の工事請負代金額 61,950,000 円を含めると 65,341,500 円であり、その請負比率は 50%を超える。

3 申立人の反論の要旨

処分庁の弁明に対する申立人の反論の要旨は、次のとおりである。

- (1) 申立人は、平成 23 年 9 月 30 日に本件会社の取締役にも再任されていないため、法律上は本件会社の取締役の地位にない。
- (2) 「主として」の解釈において、必ずしも当該公共団体に対する請負量が当該法人の全業務量の半分以上を超えるか否かだけが判断基準ではないことは認めるが、当該法人の全業務量の半分以上を超えない場合であっても、問題となる法人の地方公共団体からの請負が当該法人の業務の主要部分を占めることが判断基準とされており、当該法人の全体の業務量のうち地方公共団体からの請負の割合がどの程度であるかが重要な判断基準となる。

本件東京高裁判決は、「請負量が当該法人の全体の業務量の半分以上を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような場合は該当する。」とし、「本件協議会の平成 13 年度、平成 14 年度の請負比率は 45.61%ないし 47.30%であり、町に対する請負量は全体の業務量の半分以上を超えていないが、その割合からして当該請負が

本件協議会の業務の主要部分を占めていることは明らかである。そこで、次に、当該請負の重要度が町長、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っているような事情があるかについて判断する。」と判示していることから、当該地方公共団体からの請負量が当該法人の全体の業務量の半分以上を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占めることが要件とされているのであり、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占めると判断され、はじめて、当該請負の重要度が町長、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っているような事情があるかについて判断されるのである。処分庁はこの点を見過ごしている。

申立人が、浪江町議会に対し平成 26 年 2 月 25 日に提出した書面は、平成 23 年 6 月末、平成 24 年 6 月末及び平成 25 年 6 月末の完成工事高、浪江町からの受注金額及び割合が記載してあり、本件会社が「主として同一の行為をする法人」に該当するか否かの判断を行うに足りるが、処分庁は当該資料を検討することなく、請負の割合について言及しないまま資格決定処分を下しており、検証が不十分だったといわざるを得ない。

また、申立人は、平成 13 年 3 月 30 日に浪江町議会議長選挙に立候補した際に、自ら、本件会社の代表取締役の地位を退いており、職務執行の公正、適正が損なわれぬように注意してきたのであって、処分庁が「申立人と本件会社との関係は、極めて密接した関係であり、本件会社の利益と申立人の利益は同一視できる」とするのはこじつけにすぎない。

- (3) 本件会社の浪江町に対する請負比率の算出にあたり、今回資格審査の対象となっている期間は、申立人の平成 25 年 5 月 1 日以降の議員としての任期であるから、前任期中までさかのぼることはできない。

本件会社の全体の業務量に対する浪江町からの請負の割合について、処分庁は、平成 25 年 10 月 30 日付け工事請負仮契約の工事請負代金(61,950,000 円)を含めた額で判断しているが、同契約はあくまで仮契約であって、議会の議決を得て初めて効力が生じるものであるから、実際には議会で否決された同契約は効力を生じていない。

なお、処分庁は、資格決定書においては、本件会社の浪江町からの請負額は、この仮契約分の金額を含めない 3,391,500 円と認定しており、資格決定書で述べていない事情を後から付け加えることは、処分の公正の観点からして適切とはいえない。

請負比率については、申立人の現任期が始まった平成 25 年 5 月 1 日以降の本件会社の完成工事高が 114,050,673 円(平成 25 年 7 月 1 日から同年 10 月 31 日まで)で、本件会社が浪江町から受注した請負量は 3,916,500 円(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)であり、対象期間は一致していないものの(本件会社の完成工事高の算定期間の方が短くなっており、その点で申立人に不利になっている)、その割合は 3.4%にとどまる。

なお、最新の損益計算試算表によると、平成 25 年 7 月 1 日以降平成 26 年 3 月 31 日までの本件会社の完成工事高は 255,616,133 円であり、浪江町に

対する請負量の割合は、1.5%とさらに小さくなる。

したがって、当該公共団体に対する請負量が当該法人の全業務量の半分以上を超える場合という本件最高裁判決の一つ目の基準をはるかに下回る割合であり、この基準に該当しないことは明白である。

二つ目の基準については、申立人の現任期が始まる平成25年5月1日以降の本件会社の浪江町に対する請負の割合は、平成25年7月1日から同年10月31日までの完成工事高においてわずか3.4%にすぎず、平成26年3月31日までの完成工事高と比較すると、1.5%にとどまり、本件会社のほとんどの業務を民間企業から受注していることから、浪江町からの請負は本件会社の業務の主要部分を占めるものではない。よって、二つ目の要件をみたさないことも明らかである。

私法人について、「主として同一の行為をする法人」の該当性を判断した高松高裁昭和51年12月20日判決では、問題となった2人の議員は、いずれも私法人の代表取締役を務めており、また、当該地方公共団体に対する請負の割合は、22.08%、10.01%、37.25%、30.07%と認定されているが、法人の業務の主要部分を占めているとはいえないと判断され、同判決は「主として同一の行為をする法人」の該当性を否定した。このように、議員が私法人の代表取締役に就いており、当該地方公共団体に対する請負の割合が最大37.25%である事例でさえも、「主として同一の行為をする法人」の該当性が否定されている。

本件では、申立人は、平成13年3月30日に本件会社の代表取締役を辞しており、浪江町に対する請負量が、平成25年7月1日から同年10月31日までの完成工事高においてわずか3.4%にすぎず、平成26年3月31日までの完成工事高と比較すると、1.5%にとどまるのであるから、本件会社は、いっそう「主として同一の行為をする法人」には該当しえない。

4 裁決の理由

(1) 法第92条の2の規定は、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」とし、議員個人が普通地方公共団体との間で請負関係にある場合と、議員が主として同一の行為をする法人の役員等として当該法人と普通地方公共団体との間で請負関係にある場合の二つの態様を禁止している。

このうち、請負人が個人の場合には、当該普通地方公共団体に対する請負の重要度に関わりなく同条の兼業禁止に該当すると解されている。一方、「主として同一の行為をする法人」について、申立人及び処分庁引用の本件最高裁判決は、「当該普通地方公共団体等に対する請負が当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の法人を指すものであり、当該普通地方公共団体等に対する請負量が、当該法人の全体の業務量の

半分を超える場合は、そのこと自体において、当該法人は『主として同一の行為をする法人』に当たるものというべきであるが、請負量が当該法人の半分を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があるときは、当該法人は『主として同一の行為をする法人』に該当する。」としている。

- (2) ところで、本件会社は、申立人の個人経営ではなく株式会社形態であることについては争いが無い。

よって、本件会社が法第 92 条の 2 にいう「主として同一の行為をする法人」に該当するか否かを判断する。

- (3) まず、本件会社の浪江町に対する請負比率を算出し、請負量の検証を行う。

法第 92 条の 2 の規定は、議員が当該普通地方公共団体との間において請負関係に立つことを禁止しているのであり、本件最高裁判判決では、当該法人の全体の業務量に占める当該普通地方公共団体に対する請負量によって請負比率を算定している。申立人、処分庁から提出された資料及び証拠書類に基づき本件事例にあてはめると、本件会社の全体の請負量とは完成工事高であり、請負比率の算定対象となる当該普通地方公共団体に対する請負量とは、浪江町に対する請負量である。

請負比率を算定する事業年度については、申立人が平成 26 年 3 月 19 日に浪江町議会議員を失職するまでの当該任期の始期が平成 25 年 5 月 1 日であることから、第 47 期事業年度（平成 24 年 7 月から平成 25 年 6 月）及び第 48 期事業年度（平成 25 年 7 月から平成 26 年 6 月）とし、第 48 期事業年度については、年度途中により決算がなされていないため、平成 25 年 7 月から平成 25 年 10 月とする。本件会社の完成工事高については、第 47 期事業年度は第 47 期決算報告書の完成工事高、第 48 期事業年度は平成 25 年 7 月から平成 25 年 10 月の月次損益計算書の完成工事高とする。浪江町に対する請負量については、第 47 期事業年度は平成 24 年 7 月から平成 25 年 6 月、第 48 期事業年度は平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月の本件会社の浪江町からの受注金額（工事請負額）とする。

なお、第 48 期事業年度における請負比率の算定にあたって平成 25 年 7 月から平成 25 年 10 月の完成工事高を用いる理由は、この算出方法によると、平成 25 年 11 月以降、資格決定処分を受けた平成 26 年 3 月 19 日までの間に浪江町以外の団体からの業務の請負がない場合は、今回算出する請負比率が第 48 期の本件会社の請負比率となり、請負がある場合には請負比率は今回算出する比率より低くなるから、今回算出する請負比率が第 48 期事業年度の本件会社の浪江町に対する請負比率の最大値といえる算出方法であるためである。

- (4) 申立人から提出された資料及び証拠書類をもとに、本件会社の全体の請負量、すなわち完成工事高に占める浪江町に対する請負比率を算定すると次のとおりである。

第 47 期は、完成工事高 293,710,807 円、浪江町からの受注金額 2,603,004 円で、請負比率は 0.89% (小数点第三位を四捨五入にて表記。以下同じ。)、第 48 期は、平成 25 年 7 月から平成 25 年 10 月の完成工事高 114,050,673 円、浪江町からの受注金額 3,916,500 円で、請負比率は 3.4% となり、いずれの事業年度も浪江町に対する請負量は、本件会社の全体の業務量の半分以上を超えていない。

なお、処分庁は、弁明書において、平成 25 年 7 月から平成 25 年 10 月までの本件会社の浪江町からの受注金額には、平成 25 年 10 月 30 日に本件会社と浪江町とで締結した「25 浪江町役場本庁舎空気調和設備修繕工事」の仮契約額の 61,950,000 円が含まれると主張するが、仮契約とは、民法上の予約 (両当事者が議会の同意があった時に同意を得た事項を内容とする本契約を締結する旨の債務を負担することを内容とする予約) であると解されるので、議決を経たときに初めて有効であり、否決されれば無効となり契約は不成立となるものであるから、当該仮契約が平成 25 年 11 月 18 日に浪江町議会において否決されたことで無効となり契約は不成立となったため、当該仮契約の額は第 48 期の浪江町からの受注金額に含まれないものと判断する。

- (5) 次に、浪江町に対する請負が本件会社の業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っているかについて判断する。

本件最高裁判決の事案では、5 事業年度の平均の請負比率が 25.21% の法人について、当該請負比率をもって、「当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っていると断じることはできない。」としている。

また、処分庁引用の本件東京高裁判決では、2 事業年度の請負比率が全体の業務量の半分にかなり近い、45.61%、47.30% だったことから、まず、「当該請負は当該法人の業務の主要部分を占めていることは明らかである。」と判断し、その上で、請負比率と当該法人の性格や請負契約の内容などの事業を相関的に総合判断して、「当該請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っているとはいえない。」としている。

本件の請負比率は、先に示したとおり 0.89%、3.4% であり、本件最高裁判決の請負比率を比較してもはるかに下回るものであり、当該請負比率をもって、浪江町に対する請負は、本件会社の業務の主要部分を占めているとは認められず、その重要度が申立人の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高いと認められる程度にまで至っているとはいえない。

したがって、本件会社は法第 92 条の 2 に規定する「主として同一の行為をする法人」には当たらないと判断する。

- (6) ここで、申立人が取締役の地位にあるかについて、申立人は、平成 23 年 9 月 30 日に取締役を辞任したと主張し、処分庁は、平成 23 年 9 月 30 日に退任した旨の登記が平成 25 年 11 月 21 日付けで行われたことを主な理由

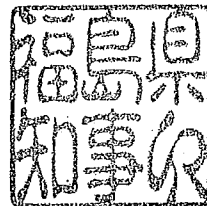
として、平成 25 年 11 月 21 日までは申立人が取締役の地位にあったと主張することについての検討を行う。

法第 92 条の 2 の規定は、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」としており、主として同一の行為をする法人の取締役たることを禁止する規定であり、請負をする法人の取締役との兼務を禁止するものではない。本件の場合、本件会社が「主として同一の行為をする法人」とはいえないことから、申立人の取締役の地位にあった期間その他諸事情について判断するまでもなく、申立人は、「主として同一の行為をする法人の取締役」であるとはいえないと判断する。

(7) 以上のとおり、本件会社が、法第 92 条の 2 にいう「主として同一の行為をする法人」に当たらないことから、申立人が「主として同一の行為をする法人の取締役」とはいえず、法第 92 条の 2 の規定には該当しないため、法第 258 条にて準用する行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 3 項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 26 年 6 月 23 日

福島県知事 佐藤 雄平



この謄本は原本と相違ないことを証明します

平成 26 年 6 月 23 日

福島県知事 佐藤 雄平

